

新潟県条例第47号

新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
種 類	名 称	位 置	種 類	名 称	位 置
看護専門学校	新潟県立十日町看護専門学校	十日町市	看護専門学校	新潟県立吉田病院附属看護専門学校 (略)	燕市 (略)
	新潟県立吉田病院附属看護専門学校 (略)	燕市 (略)			

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。